

令和 5 年 11 月 7 日

会員各位

公益社団法人福島県トラック協会

専務理事 田母神 正広

飲酒運転防止の徹底について

標記の件について下記のとおり飲酒運転が発生しました。当協会会員事業所から今年 2 度目の飲酒運転の発生が続いており憂慮すべき事態となっております。

【運輸支局から提供された情報】

事故発生日⇒令和 5 年 11 月 5 日午後 10 時 30 分頃

事故概要⇒福島県内に営業所を置く会員事業者の大型トラックが上記時間に東白川郡内の交差点において乗用車が当該トラック後方部に接触した事故が発生し、通報を受けた警察官が現場で酒気帯び運転を確認しました。

飲酒運転の防止については「事業用自動車総合安全プラン 2025」において飲酒運転ゼロを目標に掲げ、本部並びに支部活動の中で様々な取り組みを実施しているところです。

しかしながら、会員事業所の運転者が今年 2 度目の飲酒運転が発生したことは誠に遺憾であります。トラック運送事業は国民生活・経済の安定に不可欠な存在であり員事業者の皆様には日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転が相次いで発生していることは業界に対する信頼の失墜に繋がること懸念されます。

会員事業者の皆様におかれましては下記ポイントを参考に飲酒運転の防止の徹底について改めて徹底していただくようお願い申し上げます。

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（国土交通省告示第 1366 号）参照

1. 飲酒運転による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
2. 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
3. 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣のある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

○この件の問合せ先⇒適正化事業部（小野）TEL024-558-7755（ガイダンス 2）